

JETRO

特許庁委託事業

アセアン・インド知財保護 ハンドブック



この1冊で、制度運用早わかり

フィリピン・ベトナム・タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド

2 ベトナム



知的財産の侵害は、現在、ベトナムにおいて差し迫った問題であり、一般的な知財侵害や知財関連の模倣品がスーパーマーケット、小売店、屋台等、至る所で出回っている。2006年の知的財産法の施行とその施行政令の公布は、ベトナムにとって、知財権行使のための法的枠組みの整備に向けた大きな一歩となった。

現行法によると、知財権所有者が知財権を行使する手段は少なくとも以下に示す5つある。これらは2つ以上の手段が同時にとられるのが一般的である。

① 刑事措置

ベトナム社会主義共和国刑法に基づき、侵害者に対する刑事訴訟が可能な場合がある。原則的に、著作権及びこれに関連する権利、商標、地理的表示に対する侵害行為は、産業財産権の侵害として刑法犯罪の対象となり得る。模倣品が食品又は医薬品である場合や大量に取引されている場合、組織的に侵害行為が行われている場合、再犯の場合、法執行当局は刑事罰を科すことが多い。刑事罰の内容は、違反行為の重大性や結果、再犯であるかどうかによって、一定の公民権の剥奪、5千万 VND (2万5千 USD) 以上 10 億 VND (5万 USD) 以下の罰金、3年以上の禁固刑又は終身刑の他、死刑も含まれる。これまで、知財侵害のみに対して刑事罰が下されたケースは稀である。

② 民事手続

民事手続は、知財侵害や知財関連契約等、各種紛争を対象としており、とりわけ侵害や契約紛争による損害賠償を求める場合に利用される。

ベトナムの裁判所における代理人は、ベトナムの弁護士に限定される。

③ 行政措置

知的財産法によると、知財侵害に対する行政手続に係わる政府機関は主に6つで、行政上の知財権行使の各分野において、以下のような役割を果たす。

行政当局	担当役割
科学技術省 (MOST) 監査局	製品・サービスの製造、取引、流通及び宣伝における産業財産の侵害
文化スポーツ観光省 (MOCST) 監査局	著作権の侵害
市場管理局 (MMB)	ベトナム国内での物品の取引・輸送における知財侵害
警察	知財侵害の捜査及び証拠収集と、権限の範囲内での行政措置
人民委員会	管轄地域内での行政措置
税関	物品の輸入及び輸出における知財侵害

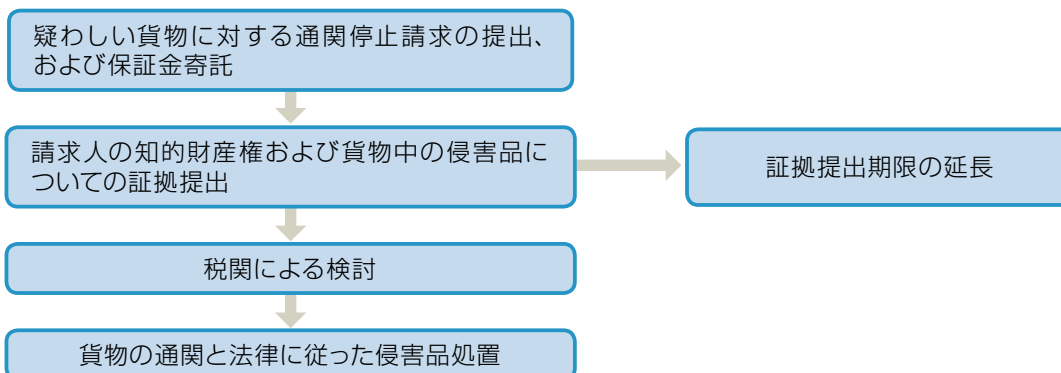
各機関は、5億 VND (2万5千 USD) 以下の罰金を科すことができる。

④ 税関

法律上、知財権所有者は、2つの手段により国境で権利を行使することができる。

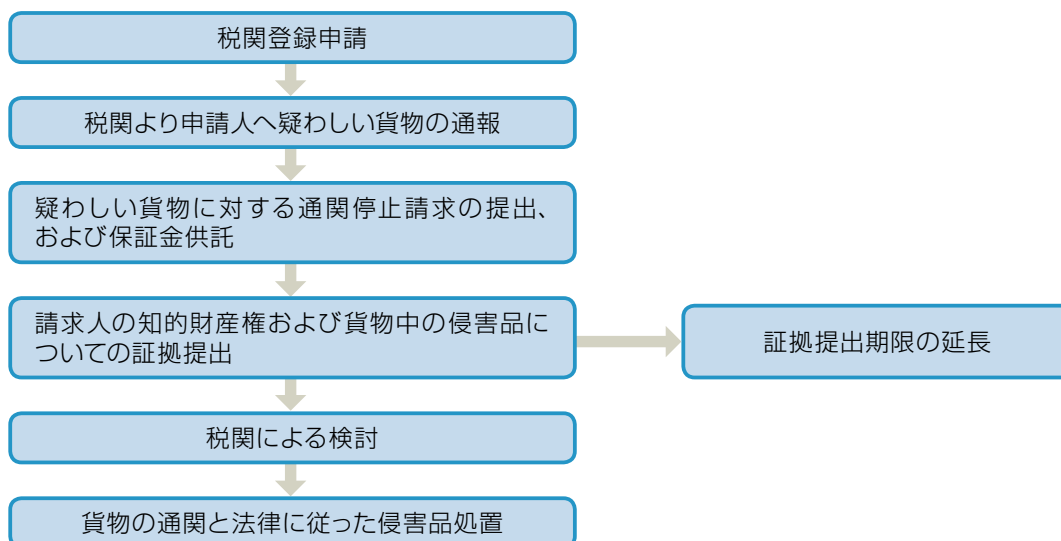
(1) 特定の疑わしい貨物に対する通関停止請求

一般的な流れは以下のとおり。



(2) 将来の疑わしい貨物に備える税関登録

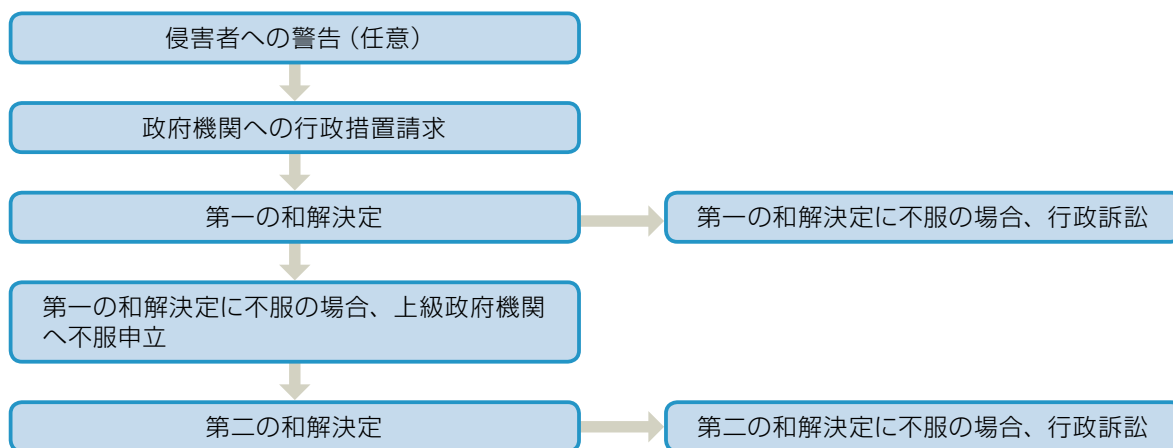
一般的な流れは以下のとおり。



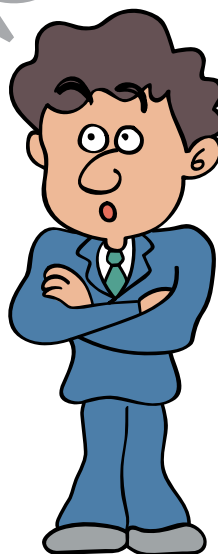
⑤ 侵害者への接触

ベトナムにおいては、侵害者の多くが侵害を認識していないため、このような侵害者に直接接触し、知財権所有者の権利を明確に説明することが侵害を止める有効な手段となることも多々ある。

ベトナムにおける行政措置の流れ



法執行の流れは
国によって違うのか。



【特許庁委託】

アセアン・インド・知財保護ハンドブック

【著作者】

日本貿易振興機構（ジェトロ）

*なお、掲載した情報の収集及び編集には、
Baker & McKenzie, Ltd. のご協力をいただきました。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198 FAX:03-3585-7289

2013 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2012 年 8 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正や名称変更等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著作者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。